

建 管 - 1 8 2 9
平成 2 2 年 2 月 1 0 日

各部局長
教育長
警察本部長
各地域振興局長
部内各課所長

} 様

建設交通部

建設管理課技術管理室長

工事及び委託業務成績評定点の証明に関する取り扱いについて（通知）

工事及び委託業務成績評定点の証明に関する取り扱いについて別紙のとおり
定めたので通知します。

1 . 適用年月日

平成 2 2 年 2 月 1 0 日以降に証明願いのあったものから適用する。

建設管理課技術管理室
調整・建設マネジメント班
工事成績評定
佐々木・佐藤
委託業務成績評定
高橋・若狭
0 1 8 (8 6 0) 2 4 2 7

(別紙)

工事(委託業務)成績評定点の証明に関する取り扱いについて

1. 背景

建設コンサルタント業務委託における総合評価落札方式の導入等に伴い、紛失等を理由に自社が過去に受託した業務に係る「委託業務成績評定通知書」の再交付を求められる事例が発生していることから、係る場合における統一的な取り扱いについて定めるものである。

2. 対象

- 1) 秋田県が発注した工事で申請年度から過去5ヶ年度以内に工事が完成した「工事成績評定通知書」に係わる成績評定点
- 2) 秋田県が発注した委託業務で平成18年度以降に業務が完了した「委託業務成績評定通知書」に係る成績評定点

3. 証明方法

- 1) 現時点で照会件数が少ないことから、証明の事務は、委託業務成績評定制度を所管する技術管理室が行う。
- 2) 証明は、「委託業務成績評定通知書」の再交付ではなく、当該業務に係る成績評定点に係る証明書の交付により行う。
- 3) 証明書は、技術管理室内において直接交付するものとし、交付手数料は徴収しない。

3. 申請から交付までのながれ

- 1) 申請者は、「工事及び委託業務成績評定点証明願」(別紙様式)を、技術管理室に郵送または持参により申請する。(郵送の場合は、送付先を記入した返信用封筒(切手を貼り)を同封すること)
- 2) 技術管理室は、公共事業執行管理システム等で申請者の業務実績等を確認の上決裁し、決裁後に証明書の交付日時等について申請者に連絡
- 3) 技術管理室は、直渡しの場合は証明書の受理人が当該申請者の社員であることを確認(名刺等)の上、交付し、郵送の場合は、返信用封筒で交付する。

5. その他

申請書は、ホームページにも掲載する。

掲載箇所「美の国あきたホーム>組織別案内>建設交通部>建設管理課技術管理室>調整建設マネジメント班」

この通知は、平成22年2月10日から施行する。